

南海トラフ対策特別委員会資料

令和7年12月8日（月）

総務部

福祉保健部

教育委員会・総合政策部

目 次

I 津波浸水想定の更新	・・・・・・・・・・・	3
II 災害時要配慮者の避難対策	・・・・・・・・・・・	7
III 災害関連死対策	・・・・・・・・・・・	12
IV 児童生徒への教育や訓練	・・・・・・・・・・・	17
V 学校施設の整備状況等	・・・・・・・・・・・	21

I 津波浸水想定の更新

1. 概要

国が今年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定を更新したことを踏まえ、本県においても従来の津波浸水想定（令和2年2月公表）を更新したもの

2. 経過

○令和6年7月～令和7年8月

宮崎県防災会議地震専門部会（15名、部会長：危機管理統括監）において4回に亘り検討し、想定結果をとりまとめる。

○令和7年8月

浸水想定図を県ホームページに公表するとともに、沿岸市町に詳細データを提供

3. 更新のポイント

- ・国の算定手法を踏まえ、最新の地形データ等を用いて更新
- ・国が想定する津波モデルに加え、日向灘を中心に広範囲に被害が及ぶ本県独自の津波モデルも考慮

I 津波浸水想定の更新

4. 新たな津波浸水想定について

(1) 浸水面積

- 串間市を除く9市町で浸水面積が減少
- 30cm以上浸水する地域は、前回に比べ約2.5%増加

市町名	浸水面積（ヘクタール）[浸水深毎]					
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
延岡市	3,110(-30)	3,100(70)	2,660(-60)	2,100(-70)	890(10)	120(-20)
門川町	670(-20)	670(-10)	600(-30)	510(-30)	170(-30)	*
日向市	2,050(-80)	2,050(-30)	1,890(-80)	1,590(-120)	640(-90)	10(-10)
都農町	340(-10)	340	300(-20)	270(-10)	150(-10)	*
川南町	210(-20)	210(-10)	190(-20)	150(-20)	60(-30)	*
高鍋町	660(-10)	660(40)	480(-20)	330(-20)	40(-20)	-
新富町	590(-20)	590(20)	380(-30)	220(-10)	20(-10)	-
宮崎市	3,940(-70)	3,920(170)	3,000(-70)	1,980(-70)	380(-50)	*
日南市	1,260(-80)	1,260(-10)	1,060(-70)	820(-70)	320(-40)	*
串間市	1,190(20)	1,190(100)	910(50)	560(30)	200(-30)	20(-10)
合計	14,020(-320)	13,990(340)	11,470(-350)	8,530(-390)	2,870(-300)	150(-40)

津波による死者数の予測において避難未完了者の死亡発生

津波による死者数の予測において避難未完了者は全員死亡

※()内数値：現行想定との差分、赤字：増加 青：減少

※-：浸水なし、*：10ヘクタール未満、10以上～15未満を10、15以上～24未満を20と表示（以下同様の四捨五入）

※河川等部分を除いた陸域部の浸水面積

※四捨五入の関係で合計の面積と合わないことがある

I 津波浸水想定の更新

(2) 津波高及び津波到達時間

- 最大津波高は都農町及び川南町を除き、前回想定と変化なし
- 最短津波到達時間についても、前回想定と変化なし

市町名	津波高		津波到達時間の 最短値（分）
	最大値（m）	平均値（m）	
延岡市	14	11	17
門川町	12	9	16
日向市	15	10	17
都農町	14(-1.0)	12	20
川南町	14(1.0)	11	20
高鍋町	11	10	20
新富町	10	9	21
宮崎市	16	9	18
日南市	14	9	14
串間市	17	9	15

- ※()内数値：現行想定との差分、赤字：増加 青：減少
- 「津波高」は、津波水位（海岸線から沖合約30m 地点における、津波の水位（標高））に地殻変動量を考慮している
- 気象庁が発表する津波の高さは平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さであり、津波水位、津波高とは異なる
- 「津波到達時間」は、海岸線から沖合約30m 地点において、地震発生直後から水位の変化が+1 mになるまでの時間を表示

5. 今後の予定

県において今年度内に地震動予測を行った上で、被害想定（人的被害、建物被害等）を算出するとともに、「新・宮崎県地震減災計画」の改訂を行う。

I 津波浸水想定の更新

(参考) 新・宮崎県地震減災計画の概要

県における地震・津波の被害想定を踏まえ、今後取り組むべきソフト・ハード両面での総合的な対策を規定したもの

策定経過

平成19年3月 「宮崎県地震減災計画」の策定（日向灘地震、えびの・小林地震を想定）

平成23年3月 東日本大震災の発生

平成25年12月 「新・宮崎県地震減災計画」の策定（南海トラフ巨大地震の想定を追加）

→以後、適宜見直し（最終改定：令和3年3月）

計画骨子

1 県民防災力の向上

- ・県民の防災意識の啓発
- ・自主防災活動の充実
- ・要配慮者の支援対策の充実
- ・学校における防災教育の推進
- ・企業防災の推進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保

- ・住宅の耐震化等の促進
- ・公共建築物等の耐震化の推進

3 外部空間における安全確保対策の充実

- ・地震・津波災害に強いまちづくりの推進
- ・安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備
- ・土砂災害対策等の充実
- ・ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）
- ・様々な地域的課題への対応

4 津波対策の推進

- ・津波避難場所・避難経路の確保
- ・津波避難に対する普及・啓発
- ・津波情報の迅速・的確な伝達
- ・津波からの避難体制の充実
- ・津波を防御する施設の整備・充実等

5 被災者の救助・救命対策

- ・迅速な救助のための体制強化
- ・災害時医療体制の強化
- ・保健衛生・防疫対策

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- ・県の防災体制の充実
- ・市町村の防災対策の充実
- ・国、指定公共機関との連携強化
- ・企業、民間団体との連携強化
- ・広域連携体制の確立

減災目標

- ・住宅の耐震化率（約80%）を90%に向上
- ・早期避難率（55.5%）を70%に向上

人的被害（死者数）を
15,000人から2,700人へ

さらなる対策

限りなく
ゼロへ！



II 災害時要配慮者の避難対策

1. 個別避難計画

(1) 個別避難計画について

① 【個別避難計画】

- 災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者（高齢者、障がい者など）一人ひとりの避難を支援するための個別計画。
- 地域の支援者、福祉関係者、防災担当者などが連携し、対象者の状況に応じた支援や避難の方法を具体的に定めるもの。
- R3.災害対策基本法改正、計画作成の努力義務化（市町村）

背景：近年の災害で、多くの高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が犠牲となった。

取組方針：優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を概ね5年程度（令和8年まで）で取り組む

「誰が」、「どこに」、「どのタイミングで」、「どうやって」避難するかを計画に記載

② 【避難行動要支援者】

- 要配慮者の中でも、自力での避難が難しく、避難に際して特別な配慮が必要な人

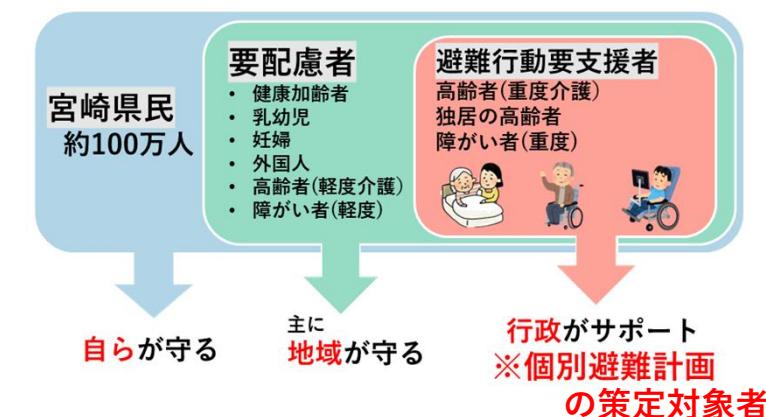
県内 約4万1千人

※令和7年8月末時点

【避難行動要支援者の指定要件一例】

※要件は市町村により異なる。

- ・身体障害者手帳 1・2級所持者
- ・療育手帳A 所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者
- ・要介護・要支援認定者
- ・75歳以上の単身世帯者



③ 【避難行動要支援者名簿】

※H25.災害対策基本法改正→名簿作成が義務化（市町村）

- 名簿に記載されている方の同意を得て、自主防災組織、自治会、民生委員等に名簿を提供することが可能。
- 発災時、名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助活動を行う。

避難行動要支援者名簿（例）

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所 居住地	電話番号 連絡先	避難支援等と必要とする事由 障がい、要介護、障害等級、要介護 難病等の種別	備考
1								
2								
3								

Ⅱ 災害時要配慮者の避難対策

(2) 個別避難計画策定の現状と課題

① 【計画の策定状況】

	R6.6月時点
避難行動要支援者数	40,620人
計画策定数	5,003人
策 定 率	12.3%
平常時の 名簿提供割合	56.8%
未策定市町村数	7 市町



R7.8月時点	差
41,084人	+ 464人
6,011人	+ 1,008人
14.6%	+ 2.3%
56.3%	- 0.5%
0	7 減

【全国策定率】 14.0 %

【提供していない理由】

- ・本人の同意がない
- ・避難時のみ提供している
- ・個別避難計画が未完成で、名簿を提供できていない

【内訳】

高原町、国富町、都農町、美郷町
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

② 【計画に関する主な課題】

※ 今年度、全市町村に個別ヒアリングを実施

主な課題	詳 細
ア 支援者の不足 (負担感が大きい)	➢ 要配慮者に対して「誰が避難支援を行うか」を事前に定める必要があるが、 <u>地域の支援者</u> （自治会、民生委員、福祉関係者など）はすでに多くの役割を担っており、災害時の個別支援まで求められると心理的・物理的な負担が大きく、担い手の確保が困難。
イ 対象者の絞り込み	➢ 計画の対象者は「自力避難が困難な方」とされているが、実際には家族や近隣住民の支援で避難可能な方も含まれているケースがあり、ある程度、 <u>真に支援が必要な方に絞り込む必要</u> がある。
ウ 名簿の更新	➢ <u>名簿</u> は、介護認定や障害者手帳の取得、入退院、転居などにより日々変動するため、定期的な更新作業が必要であるが、必要な情報の管理者（部局）が異なる場合が多く、更新作業が慢性的な負担となっている。
エ 庁内・関係機関の連携	➢ 計画の策定には、府内の防災部局と福祉部局、さらには地域包括支援センターや福祉事業所との連携が不可欠であるが、部局間での情報共有の仕組み、役割分担や連携体制の構築が不十分である。
オ 実行性の確保	➢ 計画が策定されても、実際の災害時に、避難支援者が不在であったり、要配慮者の状況が変化していたりすると、計画が「紙の上のもの」となり形骸化する。実効性を確保するための定期的な訓練や見直し、関係者の合意形成が不可欠だが、現場ではその余力が不足している。

II 災害時要配慮者の避難対策

(3) 今年度の取組

主な課題

支援者の不足
負担感が大きい

対象者の
絞り込み

名簿の更新

庁内・関係
機関の連携

実行性の確保

1 【災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウム in 都城きりしま支援学校】

〈開催概要〉

- 個別避難計画を含めた要配慮者の支援について、8月に市町村担当者や関係者が参加。
- 先進自治体、教育機関等から講師を招き、「特別支援教育の視点での支援」、「逃げ遅れを防ぐ防災対策」、「障がい者家庭と福祉避難所」など多角的な議論を深めた。

〈参加者〉

- 市町村職員（防災・福祉部局）
- 県職員（防災・福祉・教育部局）
- 支援学校教職員・保護者
- 福祉施設職員、社会福祉協議会 等 **受講者 121名**

⇒ R7.11月 関係者(保護者・福祉事業者・学校・行政) 向けの研修会を開催



シンポジウムの様子

2 【市町村向け個別避難計画スタートアップガイド】

〈内容〉

- 個別避難計画の基礎内容、市町村担当者の取組フロー、優先度の判断方法、計画作成時の検討事項、作成者別（家族、地域自治会、福祉専門職）の進め方等を記載。
- 同資料を市町村に展開し、市町村を支援。※HPにも公開中

3 【市町村担当者会議】

〈開催概要〉

- 10月に「人と防災未来センター」から講師を招き、市町村防災部局、福祉部局の担当者向けに、個別避難計画の作成方法を含めた、基礎的な内容について講義を実施。
- その他、各市町村担当者間での意見交換、事例発表等を実施。

⇒ R8.1月 第2回市町村担当者会議を開催予定



スタートアップガイドの一部

II 災害時要配慮者の避難対策

主な課題

支援者の不足
負担感が大きい

対象者の
絞り込み

名簿の更新

府内・関係
機関の連携

実行性の確保

4 【県庁内担当者会議】

〈開催概要〉

- 外部講師を招き、個別避難計画に関する講義と関係部局間で意見交換を実施
- 危機管理課、福祉部局（福祉保健課、長寿介護課、障がい福祉課）、教育委員会が参加

5 【個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）⇒木城町】※ 内閣府モデル事業を活用

〈内容〉

- 「福祉と防災」、「平時と災害時」を繋げ、「多様な視点を取り入れた防災」を目指した事業
- 木城町（防災部局・福祉部局）が中心となって、町内で関係者向け、町民向けの研修会を行いながら、町内の福祉関連法人・福祉事業者、福祉団体、自治会、自主防災組織等のあらゆる機関の連携方法を検討し、個別避難計画作成にかかる様々な取組を「木城モデル」として確立する取組 ※R7～R9の事業

⇒ 県内市町村に当該取組をモデルとして展開予定



R7.9月 検証訓練の様子



6 【個別避難計画の検証訓練＋デジタルシステムの効果検証】

〈内容〉

- R7県総合防災訓練で、作成した計画に基づき、実際に要支援者、支援者等が避難する訓練を実施（場所：えびの市）
- 訓練後、得られた課題をもとに、個別避難計画の検証作業を実施
- 県外の自治体で導入実績のある個別避難計画に関するデジタルシステムの効果検証訓練を実施
⇒ 検証結果を県内市町村に展開予定



検証訓練の様子



自治体職員がPCで避難状況の確認が可能（デジタルシステムの活用例）

II 災害時要配慮者の避難対策

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所について

- ・主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の滞在を想定
- ・要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者への相談対応・助言等の支援体制整備、その他要配慮者の良好な生活環境の確保に資する避難所

〈福祉避難所の種類〉 (R7.10現在)



避難所の種類	概要	避難所数
指定福祉避難所	災対法施行令や内閣府の基準に適合し、市町村が公示（※）を行うもの ※各避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを公示	81
協定等による 福祉避難所	上記法令や基準の適合の有無に関わらず、市町村と施設との協定により、福祉避難所として確保するもの	221

(2) 市町村・県・国の役割

- ・市町村…福祉避難所の確保・運営を担う。
- ・県…激甚災害等で被災自治体による避難所運営が困難な場合、必要に応じ物的・人的な広域支援を行う。
- ・国…市町村が福祉避難所に係る平時の準備や災害時の迅速な対応がとれるよう、ガイドラインを策定。

(3) 県の取組

■環境整備

- ・特別支援学校（12校）に、福祉避難所に必要な資機材（要配慮者用簡易折りたたみベッド、段ボールベッド、プライベートテント、ユニバーサルトイレ、発電機等）を備蓄

■市町村支援・情報発信

- ・内閣府作成のガイドラインの要点を県で整理し、毎年市町村に説明会を実施
- ・市町村の同意が得られた福祉避難所の一覧を、県のHPに掲載

■訓練活動

- ・宮崎市・みやざき中央支援学校が実施する福祉避難所訓練で、要配慮者避難について協議
- ・県防災訓練において、危機管理課やDWATと連携し、南海トラフ地震による広域避難訓練を実施

Ⅲ 災害関連死対策

1. 災害関連死の定義

当該災害における負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。

2. 能登半島地震における災害関連死の人数

死者数	684人
直 接 死	228人
災害関連死	456人

※ R7.10.29付 石川県庁資料より抜粋

死者数に占める割合
66.7%

【認定理由（一部）】

- ・ 避難所で新型コロナウイルスに感染し、慢性心不全の急性憎悪と肺炎のため死亡。
- ・ 自宅で被災し、複数の避難所を移動後、アパートに入居。地震によるショック・ストレスや生活環境の激変により心身への負荷が生じ、うつ血性心不全と細菌性肺炎のため死亡

3. 南海トラフ地震において想定される災害関連死

(1) 災害関連死者数

国の想定では、過去の災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の検証に基づき、全国で最大約2.6万人～5.2万人と推計

(2) リスク要因

- 甚大な被害と避難生活の長期化に伴う医療資源の逼迫、情報不足、生活環境の悪化等

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、慢性疾患患者等、きめ細やかな配慮が必要な方々（要配慮者）は、特に災害関連死のリスクが高くなる

避難所の良好な**生活環境**の確保や、避難生活中における**生活機能の低下等の防止**が必要。

III 災害関連死対策

4. 避難所の良好な生活環境の確保

(1) トイレの確保

- 〈目的〉
- ・発災時の停電・断水時に伴う水洗トイレの機能不全が招く衛生環境の悪化により、被災者がトイレを我慢するなど、生活や健康に深刻な影響を及ぼすことを防ぐため。
 - ・災害関連死のリスクを防ぐために、安全・安心面、要配慮者、衛生面に配慮したトイレを整備し、災害規模に応じて、市町村と連携して活用。

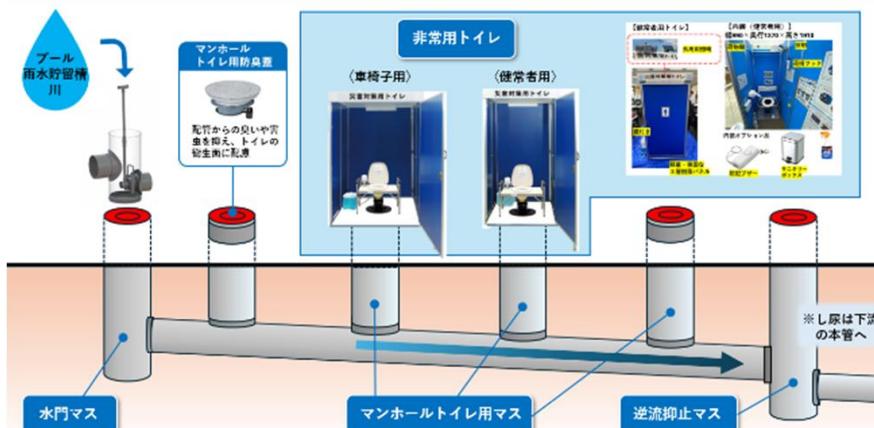
マンホールトイレ

- ・整備数：25施設、80基

〈内訳〉

場所：県立学校23校、県有施設2施設
種類：健常者用55基、車椅子用25基

災害用マンホールトイレの使用イメージ（その1）



県内整備数404基 ※市町村による整備分を含む

トイレカー（3台）

- ・軽四自動車タイプ
- ・トイレ個室2部屋
- ・マンホールトイレ未整備の避難所への対策
- ・快適トイレ認証モデル採用



導入予定のトイレイメージ

備蓄トイレセット

〈県有施設42施設に整備〉

- ・マンホールトイレあり25施設

⇒ 各施設900回分

- ・マンホールトイレなし17施設

⇒ 各施設1,800回分

合計 53,100回分



Ⅲ 災害関連死対策

(2) 食事の質の確保

① 災害支援物資拠点施設の整備

高鍋町に県の備蓄物資集約機能と国からの支援物資受入・対応機能を持つ施設を整備



② 民間団体等との応援協定の締結

- 災害発生における被災者への食料提供等に関し、キッチンカーを運営する「宮崎フードトラッカーズ」と応援協定を締結。
- 発災時は災害支援物資拠点施設に備蓄した食料等を活用し、避難所において、温かい食事や要配慮者向けの食事などを提供予定。

宮崎フードトラッカーズ
キッチンカー加盟店数：約20台

(3) 生活空間の確保

- 災害関連死のリスクを減らすため、指定避難所のうち県有施設の避難環境を整備。

【整備施設数】

42施設（県立学校33施設、県有施設 9 施設）



【整備資機材・総数】

- プライベートテント 840張
- エアーマット 5,040個
- 備蓄毛布 5,040個
- スポットクーラー 84台
- 非常用発電機 84台



Ⅲ 災害関連死対策

5. 災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）

(1)概要

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う。

（主な支援活動）

- ・健康状態等の把握・支援内容の調整
- ・福祉避難所等への誘導、避難所内の環境整備
- ・食事、トイレ介助等の日常生活上の支援や相談支援 等



(2)チームメンバー

災害時要配慮者の様々な生活・福祉ニーズに対応するため、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者で構成。

例：介護支援専門員、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、保育士、
ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員等
現地のニーズに合わせて、1班当たり4、5名程度で編成する。

(3)登録者数

県が実施する研修を受講し、施設の同意を得た上で、DWATの隊員として登録
現在、138名（令和7年3月現在）

Ⅲ 災害関連死対策

(4)県の取組

【関係者間の連携】

- ・県社協や社会福祉施設団体、
福祉職専門団体等によるネットワーク会議



【人材確保・育成】

- ・福祉職向けのDWATに係る説明会やDWAT活動の普及啓発
- ・社会福祉施設長等向けの説明会
- ・登録前の初期研修や継続的なスキルアップ研修



【訓練】

- ・宮崎県や市の防災訓練等、各種防災訓練への参加

(5)本県の派遣実績

R6.1に発生した能登半島地震への派遣（本県初）

＜派遣期間＞

R6.2.6～29 7クール 計20名（うち2名は県職員）

＜活動内容＞

石川県庁内DWATでの情報収集やチーム派遣調整、
石川県穴水町等での一般避難所での活動支援 等



IV 児童生徒への教育や訓練

I. 本県の防災教育

本県の防災教育は、学校安全の3領域（災害安全、交通安全、生活安全）に関する包括的な安全推進の一つとして取り組んでいる。現在、セーフティプロモーションスクール（SPS）※の認証に向けた取組を推進し、その成果等を県内の学校に広めることで、各学校が実態に即した取組を実践している。

なお、防災教育の取組については、これまで東日本大震災や熊本地震、能登半島地震などを契機に問題意識を高めながら、都度、工夫や見直しを進めてきた。

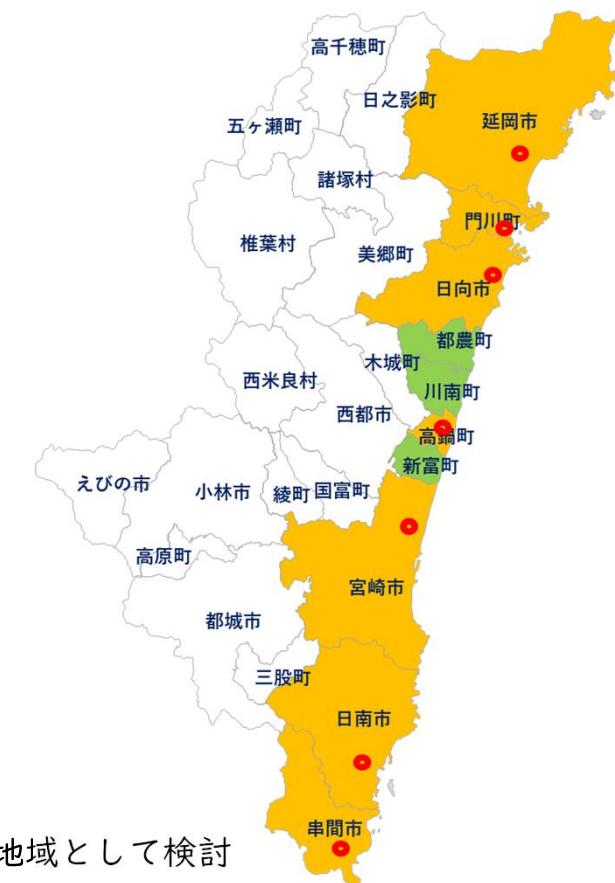
※ セーフティプロモーションスクール（SPS）

教職員、児童生徒、保護者、地域や関係機関が『チーム学校』として組織的かつ継続的に学校安全に取り組んでいる学校

- 令和6年度末現在、県内では13校が認証（認証校数全国3位）
- セーフティプロモーションスクール（SPS）認証校一覧

年度	モデル地域	小・中学校	県立学校
令和2年度	門川町	門川町立門川中学校	門川高等学校
令和3年度	宮崎市	宮崎市立久峰中学校	佐土原高等学校
令和4年度	高鍋町	高鍋町立高鍋西中学校 高鍋町立高鍋東中学校	高鍋農業高等学校
	日南市	日南市立飫肥中学校	日南高等学校
令和5年度	延岡市	延岡市立南中学校	延岡工業高等学校
令和6年度	日向市	日向市立細島小学校	富島高等学校
令和7年度	串間市	串間市立串間中学校	福島高等学校

- 未指定の地域（新富町、川南町、都農町）については、令和8年度以降のモデル地域として検討



IV 児童生徒への教育や訓練

2 SPS認証に係る拠点校での防災教育

令和2年度から、南海トラフ地震による津波浸水が想定される県沿岸部の市町をモデル地域に指定し、地域内の県立学校と小・中学校が拠点校となり、セーフティプロモーションスクール（SPS）の認証に向けた防災教育に取り組んでいる。

(1) 拠点校における具体的な取組

県立門川高等学校（R2認証、R6再認証）

- 平時から机の横に避難用のシューズを常備
- 防災カードゲームの作成



門川町立門川中学校（R2認証、R6再認証）

生徒の有志によるSPSサポーターを立ち上げ、防災学習会や地域イベントなどの活動



県立富島高等学校（R6認証）

- 地域と合同での地震・津波避難訓練
- 学校ロータリーに、地域のための非常時避難経路看板の設置



日向市立細島小学校（R6認証）

- 地域と連携した下校時避難訓練
- 児童による防災マップの作成



(2) 拠点校による被災地への視察研修

学校安全実践地訪問（令和7年10月実施）

拠点校の高校生を、宮城県の震災遺構（気仙沼市、石巻市、仙台市）や学校へ派遣



気仙沼市震災遺構（気仙沼向洋高校旧校舎）



石巻市震災遺構（大川小学校）

IV 児童生徒への教育や訓練

3 研修の実施

(1) 高校生を対象とした研修（高校生防災・学校安全研修会：令和7年7月）

指定避難所となっている県立高等学校を会場に、県内全ての高校の代表生徒（各学校3名）を対象として、研修を実施している。県危機管理課と連携し、南海トラフ地震に関する講義や災害時の避難所設営の訓練を実施した。



避難所設営訓練



講義・演習

(2) 教職員を対象とした研修

① 防災教育指導者養成研修（令和7年6月～11月）

県立学校において防災教育の中心的役割を担う防災士の資格をもった職員を養成している。

② 安全教育推進リーダー研修会（令和7年12月）

県立学校の安全担当者を対象に防災教育に関する研修会を実施している。

令和7年度は、宮崎公立大学山下准教授を講師とし、南海トラフ地震をテーマとした講義を予定している。



令和6年度安全教育推進リーダー研修会

IV 児童生徒への教育や訓練

4 今後の取組

(1) 「高校生防災リーダー研修会」の実施
(令和8年1月)

- ア 南海トラフ地震等の自然災害に対応できる将来の地域防災を牽引する人材育成を目指し、県外の研究機関等へ生徒を派遣
 - イ 県内の高校生から防災に関して興味・関心の高い人材を募集
 - ウ 研修予定地



阪神・淡路大震災記念
人と防災未来センター



京都大学防災研究所

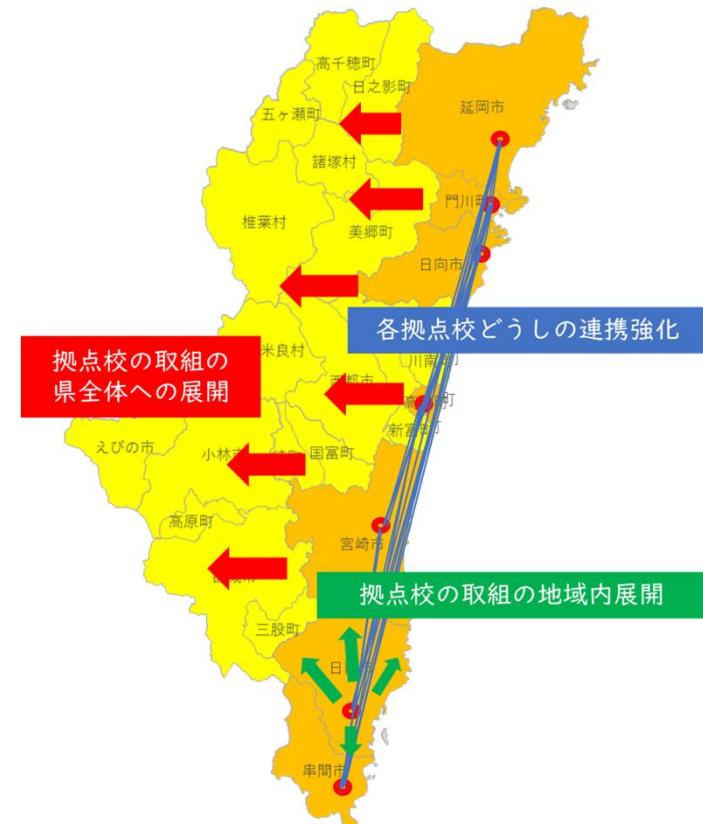


大阪府立高等学校

高校生の防災に関する主体的な取組 を学びます

(2) 南海トラフ地震に対する防災教育の全県的な展開

- ア 各拠点校どうしの連携強化
 - イ 拠点校の取組の地域内展開
 - ウ 拠点校の取組の県全体への展開



V 学校施設の整備状況等

I 耐震化について

(1) 現状

県立学校は平成25年度、公立小中学校は令和3年度に構造体の耐震化を完了し、屋内運動場の吊り天井の落下防止対策については、全ての学校において対策が完了している。

私立学校は、各学校の経営計画など将来の方向性を踏まえて耐震化が進められているが、早期完了を目指し、今後も取組を進めていく必要がある。

A 構造体(※)の耐震化の状況（令和7年4月1日現在）

	対象棟数	耐震対策済棟数	耐震化率
公立小中学校	1,738棟	1,738棟	100.0%
県立学校	564棟	564棟	100.0%
私立学校	154棟	147棟	95.5%

B 屋内運動場の吊り天井の耐震化の状況（令和7年4月1日現在）

	吊り天井を有する棟数	吊り天井対策済みの棟数	耐震化率
公立小中学校	3棟	3棟	100.0%
県立学校	0棟	0棟	—
私立学校	0棟	0棟	—

※ 構造体：構造耐力上主要な部分（柱、梁、床など）

(2) 今後の対策

県立学校では、引き続き、窓ガラスの飛散防止や設備器具の転倒・落下防止などの安全対策を進めるとともに、市町村への情報提供や必要な助言に努める。

私立学校については、県から各学校法人に対し、耐震化の必要性について啓発を行い、さらに耐震化を進めるよう、様々な機会を捉えて働きかけを行う。

V 学校施設の整備状況等

2. 避難所の指定及び整備について

(1) 現状

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要である。

そのため、県立学校では、学校施設としての機能向上を図りながら、災害時には避難施設としても利用できるよう、スロープ、バリアフリートイレ、AED、蓄電池を備えた太陽光発電設備などの整備を行っている。

また、危機管理局との連携により、空調設備（スポットクーラー）やマンホールトイレ、備蓄倉庫、非常用発電機等の整備を行っている。

なお、災害時の帰宅困難生徒用として、県立学校50校全てに簡易トイレ、38校に飲料水、37校に非常食を備蓄している。

A 避難所の指定状況（令和7年4月1日現在）

	学 校 数	避難所指定学校数
公立小中学校※	354校	291校
県立学校	50校	33校
私立高校	15校	8校
計	419校	332校

※ 公立小中学校は令和6年11月1日現在

B 避難所の整備状況（令和7年4月1日現在）

	避難所指定校数	場 所	出入口のスロープ整備	バリアフリートイレの整備	AED設置	太陽光発電設備の設置	体育館への空調設置※
県立学校	33校	管理棟	33校	28校	33校	6校	33校
		体育館	31校	25校			
私立高校	8校	管理棟	5校	6校	8校	1校	3校
		体育館	2校	1校			
計	41校	管理棟	38校	34校	41校	7校	36校
		体育館	33校	26校			

※ スポットクーラー含む

(2) 今後の対策

県立学校については、さらに災害時の避難所としての役割を念頭に施設の整備を行うほか、避難所となっていない教室等の利用については、学校の実情や災害時の状況に応じて柔軟に対応するなど、引き続き、各自治体と連携を図る。